

1. はじめに

1-1 都市マスタープランとは

1-1-1 目的と役割

都市マスタープランとは、本町の現状やまちづくりの課題、町民ニーズ等を踏まえて、本町全域及び各地域の将来のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けたまちづくりや地域づくりの基本的な方針を示すものです。また、都市マスタープランは、個別の計画相互の整合性を図るとともに、まちづくりを行う際の具体的な施策・事業である都市計画やまちづくりに関する個別計画の根拠となる役割を担っています。

本町の都市マスタープランは、町民参加によって策定し、「本町の望ましい将来像」を町民と行政が共有することによって、まちづくりへの町民の理解を深めるとともに、その共通の目標に向かって協働してまちづくりに取り組むためのものです。

1-1-2 位置づけと計画期間

(1) 位置づけ

都市マスタープランは「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）のことで、「菰野町総合計画」並びに「三重県都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」の内容に即して定められます。

なお、本町では一部地域が都市計画区域外となっていますが、町全域をひとつのまちづくりの単位と考えているため、都市計画区域外についても区域内と同様の方法でまちづくりの方向性について検討します。

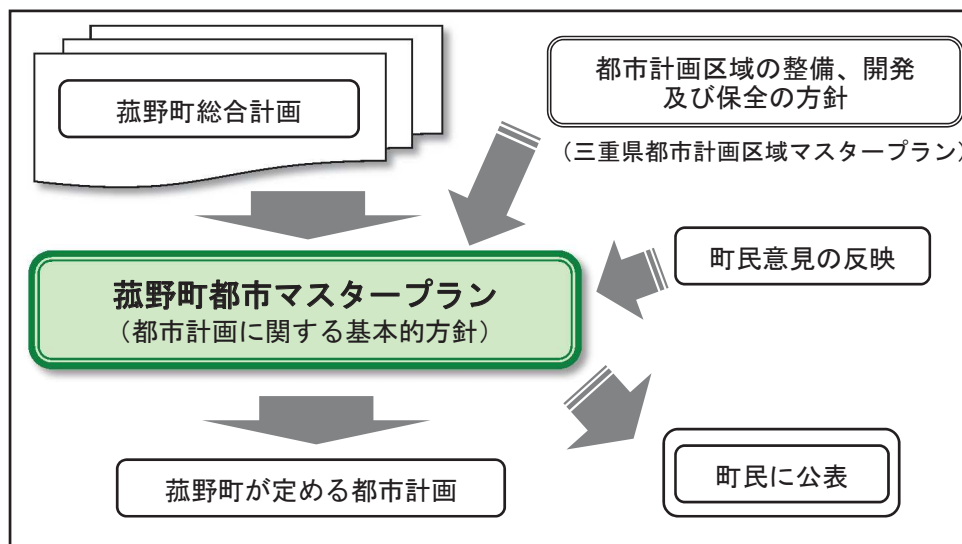


図 1-1 都市マスタープランの位置づけ

(2) 計画期間

都市マスタープランは基準年次を令和2年とし、概ね20年後の望ましい都市の姿を見据えた上で、約10年後の令和13年を目標年次とするものです。ただし、社会情勢の変化や各種計画の変更が生じた際は、必要に応じて計画の見直しを行うことができます。

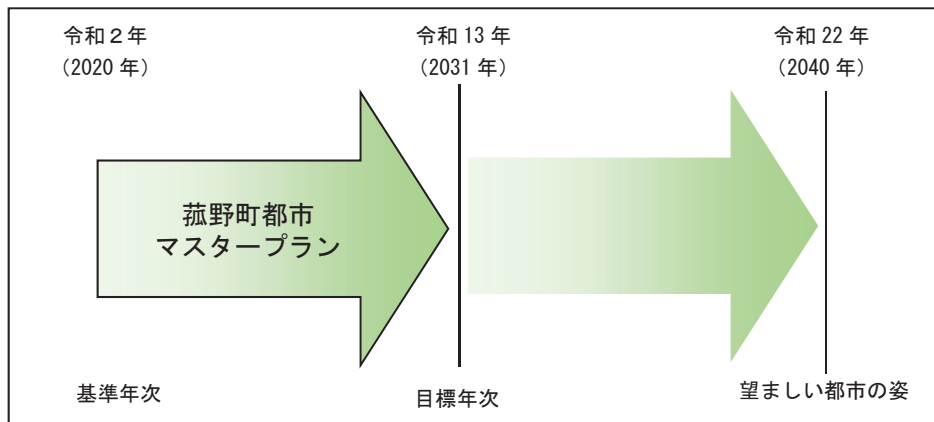


図1-2 都市マスタープランの計画期間

1-1-3 都市マスタープランの構成

都市マスタープランは、はじめに町全体のまちづくりを示す全体構想を定め、それを受けて、各地域のまちづくりの方針を示す地域別構想について整理しています。

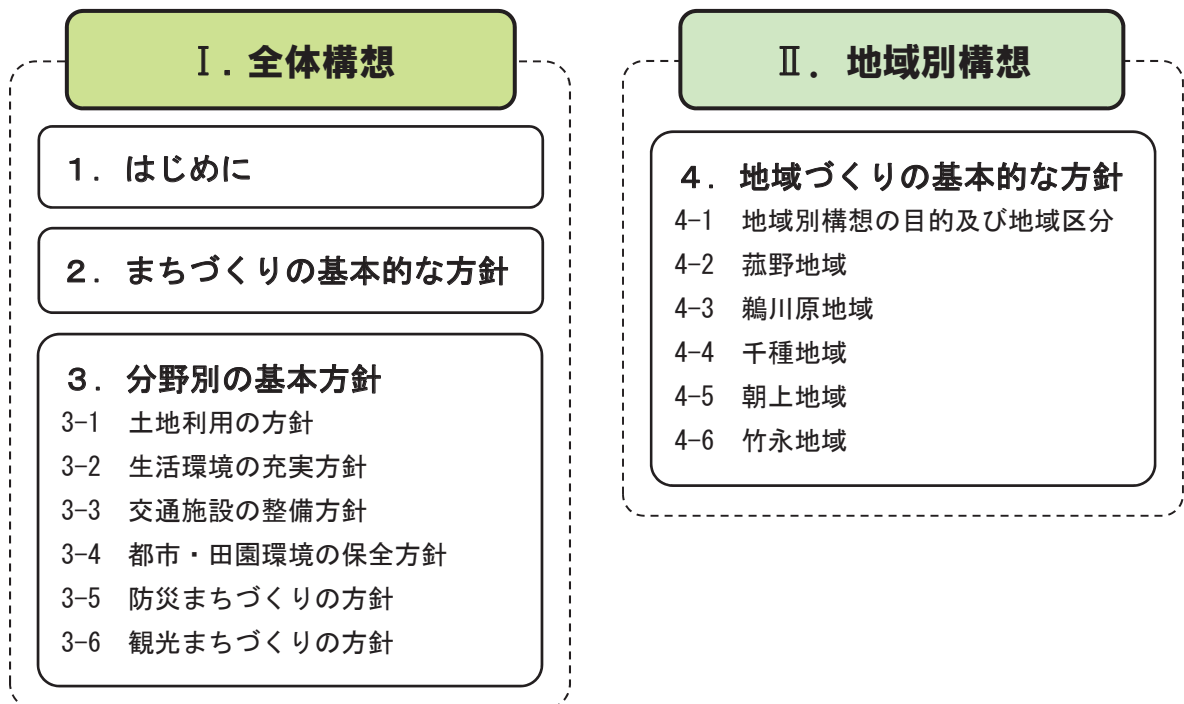


図1-3 都市マスタープランの構成

1-2 本町を取り巻く社会状況の変化

1-2-1 超高齢・人口減少時代の到来と地方創生

我が国の人口は平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じており、令和元年 5 月 1 日現在の総人口は 1 億 2,618 万人となり、減少幅も拡大しています。自然増減も 12 年連続で減少となり、その幅は拡大しています。一方、社会増減は外国人の増加の影響で 6 年連続の増加となっています。都道府県別にみると、増加は東京都や沖縄県など 7 都県となっており、自然増は沖縄県のみとなっています。三重県でも人口減少がみられ、減少率は前年比で 0.46% (平成 30 年) となっています。

また、65 歳以上の老年人口は、昭和 25 年 (4.9%) 以降一貫して上昇が続いており、平成 30 年には 3,557 万 8 千人となり、その割合も過去最高の 28.1% (三重県は 29.4%) となっています (平成 30 年 10 月 1 日現在)。

こうした少子高齢化の進展に伴う加速度的な人口減少の進行及び高齢化の進行、若年層を中心とした人口の東京圏への一極集中によって、多くの地域の衰退・消滅が懸念されていることを背景に、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定される等、全国各地で「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を基本的な考え方とした取り組みを進め、将来にわたり活力ある社会の維持が求められています。

資料：総務省統計局、平成 30 年我が国の人口動態／厚生労働省

1-2-2 急速な人口減少・高齢化を背景にした都市構造再編の必要性

我が国の都市構造は、人口増加を背景に拡大を続けてきましたが、急速な人口減少・高齢化、地域産業の停滞等を背景に、地方自治体における厳しい財政状況のもとで、拡散した居住者の生活を支える公共サービスの維持が困難になり兼ねない状況を招くことが危惧されています。

このため、各自治体では高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活を確保すること、子育て世代等の若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、災害に強いまちづくりの推進等が求められています。

さらに、人口減少等の急速な進行に伴い、多くの都市で空き地・空家等の低未利用地が都市全体にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が顕在化しつつあり、中心市街地の空洞化といった問題の深刻化が懸念されます。

こうした都市が抱える諸問題に対応するためには、長期的な観点から、都市構造への再編を視野にいたした無秩序な市街地拡大の抑制や、計画的な土地利用の整序化・集約化、都市機能や人口密度の維持、各拠点間の連携強化等により、経済活動の活性化の実現が不可欠となっています。

こうした背景をもとに、平成 26 年には都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法が改正され、都市全体の構造を見渡しながらか、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導や、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことによる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取り組みが全国の多くの自治体で進められています。

また、近年飛躍的に発達した AI 等による新技術をまちづくり分野に取り入れ、地域経済の発展や社会的課題への解決につなげていくことが求められます。

1-2-3 災害に強い都市の形成

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を上回る規模で人的・物的被害をもたらし、安全・安心に対する社会的要請は一層高まることとなりました。東日本大震災による教訓として、「減災」の考え方に立ったまちづくりや、構造物に頼るのではなく、避難を基本とした対策の重要性が指摘され、改めて防災教育の重要性や自助・共助の重要性が認識されています。

また、地震及び津波以外の台風や集中豪雨による洪水や既成市街地内における火災等、様々な災害リスクへの対応や、エネルギー供給や物流、その他の幅広い経済社会システムにおける危機管理への意識は高まってきており、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を進め、災害に強い都市構造の構築による国土の強靱化を推進することが重要とされています。

1-2-4 交流社会の実現と都市・地域の活性化

我が国の経済は、輸出型産業が支える構造を主としてきたため、世界的な金融危機に端を発する景気の後退や円高の進行、原油・原材料価格の高騰、新興国の製造拠点としての伸長等による影響は大きく、また、インターネットの普及等によって、さらにグローバル化が進んでいます。

一方、観光立国推進基本法の制定以降、観光産業は我が国の力強い経済を取り戻す極めて重要な成長分野として位置づけられ、急速に成長するアジア諸国をはじめとする世界の観光需要を取り込み、地域活性化、雇用機会の増大等の効果、世界中の人々が日本の魅力を発見し、伝播することによる諸外国との相互理解の増進等が期待されています。令和 2 年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックや、令和 7 年大阪で開催予定の国際博覧会は、我が国の魅力を強力に発信し、積極的に訪日外国人旅行者を呼び込む機会として、地域が一丸となって個性あふれる観光地域を作り上げ、活気にあふれた地域社会を築いていくことが求められています。

1-2-5 低炭素型・循環型社会の形成

今日の環境問題は、ごみや有害化学物資、大気汚染、河川の汚濁といった身近なものから、地球温暖化やエネルギー制約といった地球規模のものまで幅広く、様々な対応が求められています。

我が国では、地球温暖化やエネルギー制約への対応として、都市における低炭素化を促進するため、産業施設や事業所等の単体を対象とした対策だけではなく、都市全体の面的な広がりを対象として対策を講じていくことが必要とされ、都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進、緑の管理や未利用エネルギーの利用促進、建築物の低炭素化等を推進することにより、都市の低炭素化を推進し、持続可能な都市の実現に向けた「低炭素型のまちづくり」、「エネルギーの効率的な利用を考慮したまちづくり」、「自然との調和が図られたまちづくり」が求められています。

また、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムを見直し、物質循環を確保して天然資源の保全や環境負荷を低減する「循環型社会」の実現が急務とされる中、都市における廃棄物の削減や再利用等にとどまることなく、周辺の自然環境と一体となった資源循環型のシステムを構築していくことが求められています。

1-2-6 都市経営の効率化と新しい公共の創造

人口減少や少子高齢化の進行により出生率の低下や社会を支える世代が減少することで、医療や介護、福祉に要する経費が増大し、これに伴って投資的経費は大幅に減少しています。

また、高度経済成長期に整備された都市基盤等の既存ストックが更新時期を迎えつつあり、今後、維持管理・改修更新費も増大することから、都市経営コストの効率化が求められている等、持続可能な都市の実現に向けて、選択と集中による公共投資の効率化、既存ストックの有効活用や適正管理等が求められています。

このため、地域の役割と自主性の拡大を図り、地方自治体が自らの判断と責任において行政を運営していく地方分権への取り組みが進められています。

一方、町民のまちづくりへの意識が高まるなか、高度化・多様化する町民ニーズに適切に対応していくために、行政は自らが担う役割を重点化し、町民や事業者等と協働していくことが必要となっており、「新しい公共」の概念のもと、行政がこれまで行ってきた公共サービスは、今後新しい公共の形として多元的な主体によって担うことが求められています。

1-2-7 ニーズの多様化・広域化

情報化社会の急速な進展や男女共同参画社会の推進等を背景に、国民のライフスタイルは変化し、それに伴うニーズは多様化してきており、医療・福祉、産業、健康、子育て等の様々な分野間及び広域自治体間との連携の中で、多様なニーズに応えられる暮らしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。

また、社会の成熟化は、経済的豊かさから心の豊かさを求める価値観へと多様化し、都市住民や若者の間で地方での生活を望む意識の高まりも見られ、新たな人の流れが生まれてきているほか、結婚や出産後も仕事を継続し、キャリアを積んでいくことを希望する女性や、退職後も健康であれば働き続ける意向を持つ高齢者等、ライフスタイルや仕事の希望を実現できる経済社会システムの構築が今後さらに必要とされています。

そのほか、SNSの活用や東日本大震災等を契機とした災害ボランティアへの参加の増加等、若者を中心として新たなコミュニケーション機会の拡大が進む一方で、地方都市等においては若者の流出や高齢化等により、地域コミュニティの弱体化が進んでいる等、世代間や地域間交流の減少、地域の文化・伝統の伝承が困難となり、地域に対する町民の愛着の喪失といった問題も懸念されています。

今後の地域づくりにおいては、自助、自立を第一としつつも、自助、共助、公助のバランスを取り、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを進めていくことが求められています。

1-3 本町の特性

1-3-1 概況

本町は、三重県の北西部に位置し、面積 107.28 km²、西は滋賀県、北はいなべ市、東と南は四日市市に接しています。また、名古屋市中心街へは約 40km の位置にあります。昭和 3 年に町政に移行し、昭和 31 年 9 月 30 日に鶴川原村、竹永村と合併しました。翌 32 年 1 月 15 日には、朝明村（朝上村と千種村が昭和 30 年 4 月 1 日に合併）と合併し、現在の菰野町となりました。

また、三重県において北勢地域と呼ばれる地域にあり、四日市市の一部、本町の一部、朝日町、川越町の 1 市 3 町で構成される「四日市都市計画区域」に属します。

四日市都市計画区域は、県内最大の産業集積地域であるとともに最大の都市圏であり、都市機能が集積し、県北部の中で中心的役割を担っています。

地形は、西から「山地・台地・平地」となっており、西側の山地は標高 1,000m 以上の山々が連なり、急斜面が形成されています。台地・平地については、朝明川、海蔵川、三滝川が作った河成低地が鈴鹿山麓に広がっています。

気候は、比較的温暖で、年間平均気温が 15.9℃、平均気温の最高が 8 月で 27.2℃、最低が 1 月で 5.3℃となっています。また、最高気温は 35.2℃（8 月）、最低気温は -5.6℃（1 月）となっています。

年間総降水量は 2,369.0mm、年間降水日数は 146 日、一日最大降水量は 146.0 mm（9 月）となっています。また、月別の総降水量が最も多いのは 6 月で 447.5mm となっています。（出典：平成 31 年度 菰野町町勢要覧 「気温と降水量／平成 28 年」）

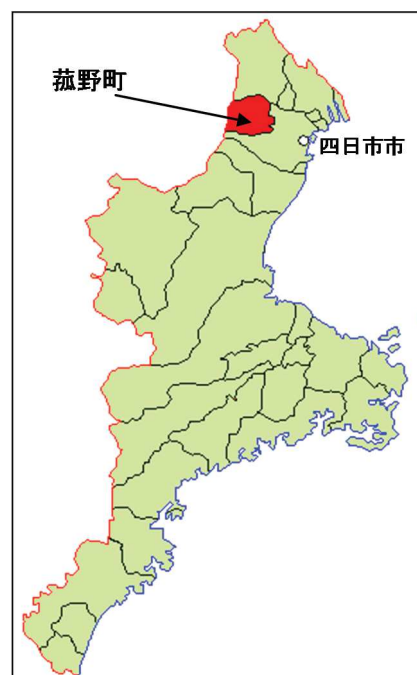


図 1-4 三重県における本町の位置

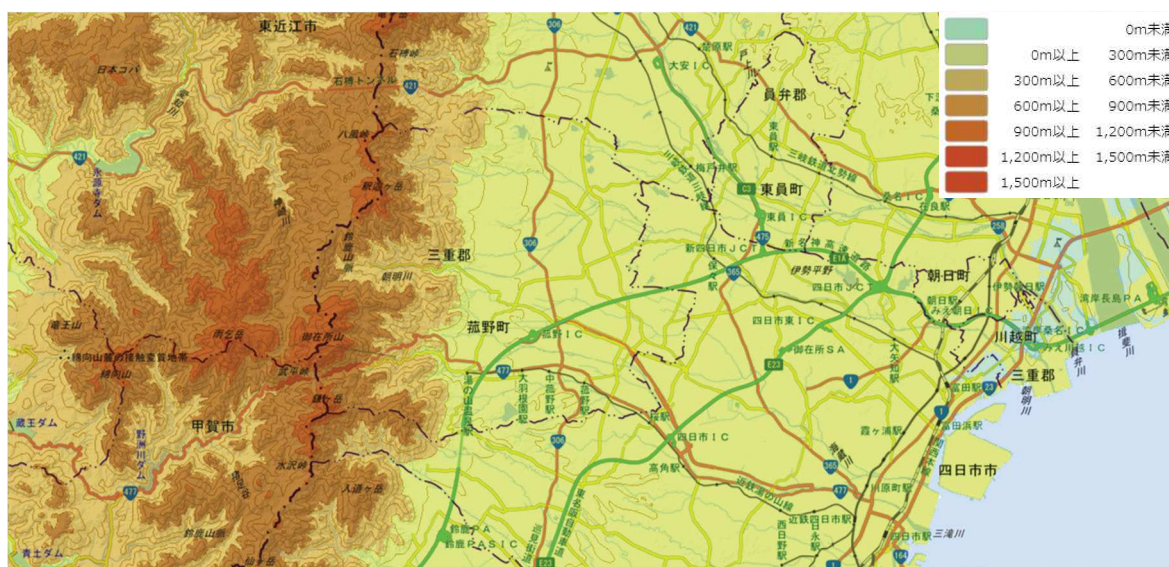


図 1-5 色別標高図

資料：地理院地図（電子国土 Web）（国土地理院）を用いて作成

1-3-2 人口動向

人口・世帯数は、平成 27 年 10 月現在で、人口 40,210 人・世帯数 14,423 世帯です。全国的には人口減少時代に突入しているものの、本町は社会増加によって人口増加を維持しています。老年人口比率は 25.4%（平成 27 年）と全国平均を下回る水準ですが、21%を超える超高齢社会の水準に達し、少子高齢化傾向も継続しています。平成 27 年における昼夜間人口比率は 85.2 で、昼間人口に比べて夜間の方が約 6,000 人多くなっています。

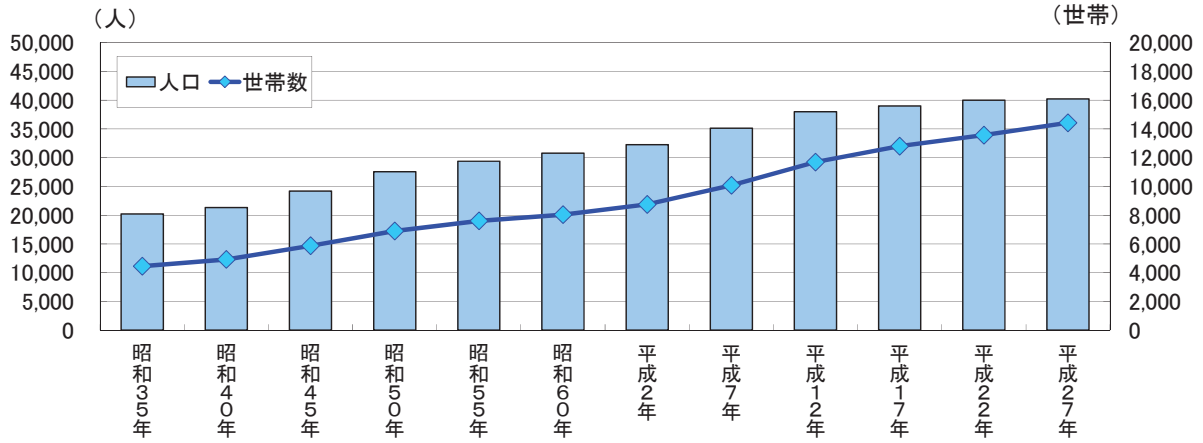


図 1-6 人口及び世帯数の推移

資料：国勢調査

表 1-1 人口動態の推移（単位：人）

		昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
自然動態	出生	424	363	327	310	376	424	333	346	346
	死亡	191	249	224	245	261	281	310	379	383
	増減	233	114	103	65	115	143	23	-33	-37
社会動態	転入	1,489	1,343	1,164	1,264	1,830	1,782	1,852	1,381	1,642
	転出	1,365	1,112	842	1,063	1,190	1,512	1,446	1,305	1,482
	増減	124	231	322	201	640	270	406	76	160

資料：人口動態調査、住民基本台帳人口移動報告年報

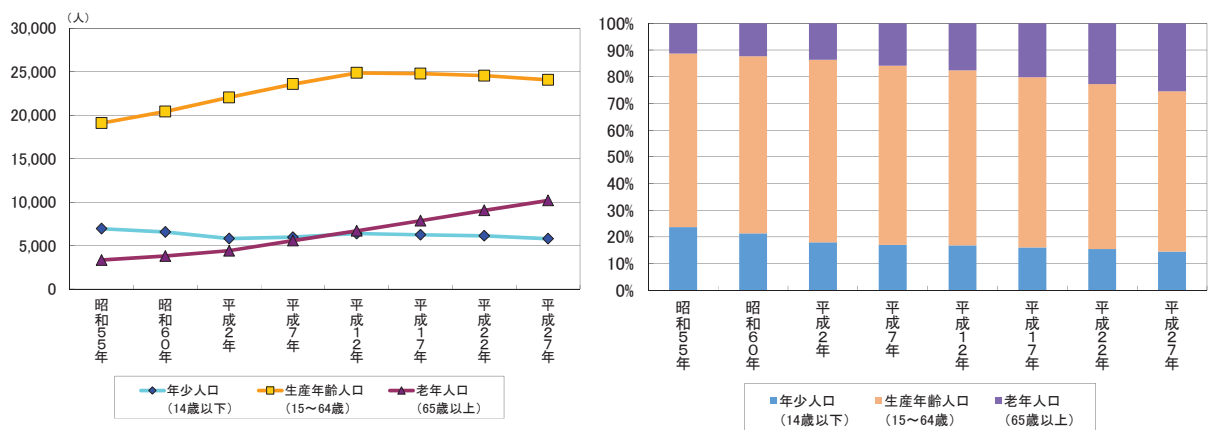


図 1-7 三階層別人口及び割合の推移

資料：国勢調査

1-3-3 産業

本町の産業の中で、付加価値額（企業単位）が最も高いのは製造業で13,887百万円（平成28年）となっていますが、事業所、従業者数及び製造品出荷額は平成20年以降概ね横ばい傾向にあります。

農業については、就業人口、農家総数、農業産出額、耕地面積、いずれも減少傾向にあります。

商業については、商品販売額は平成16年以降再び上昇傾向に転じていますが、店舗数・従業者数は減少傾向にあります。町民アンケートでは、買い物の利便性が高いと考える人と低いと考える人に二極化している状況もあります。

観光客入込み数は、平成29年度に2,454,153人であり、平成20年度の1.3倍に増えました。その内訳をみると、日帰りが2,227,843人、宿泊が226,310人で、観光客の大半を日帰り客が占めています。また、本町の観光客入込み数の約70%を占め年間100万人台を維持する湯の山温泉は、本町を代表する観光地となっています。

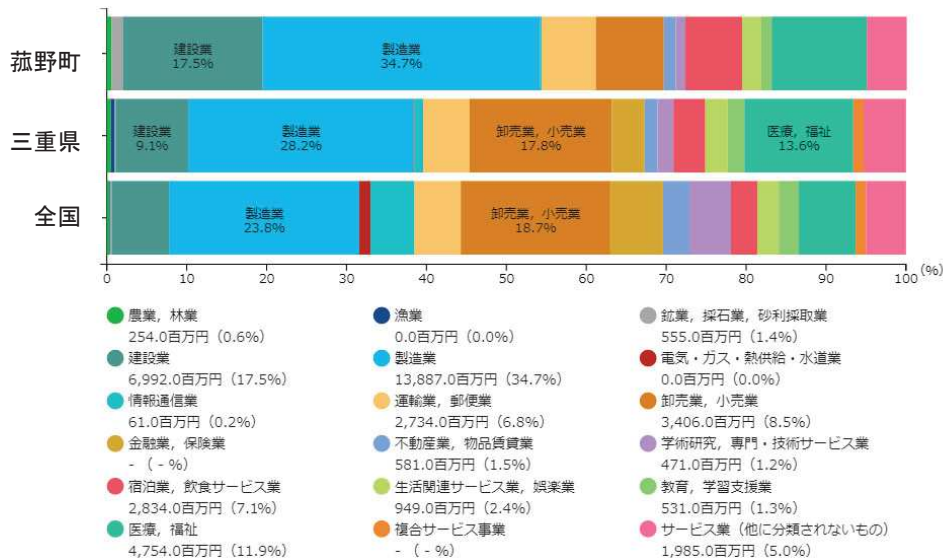


図 1-8 平成 28 年産業別付加価値額（企業単位）

資料：地域経済分析システム（RESAS）

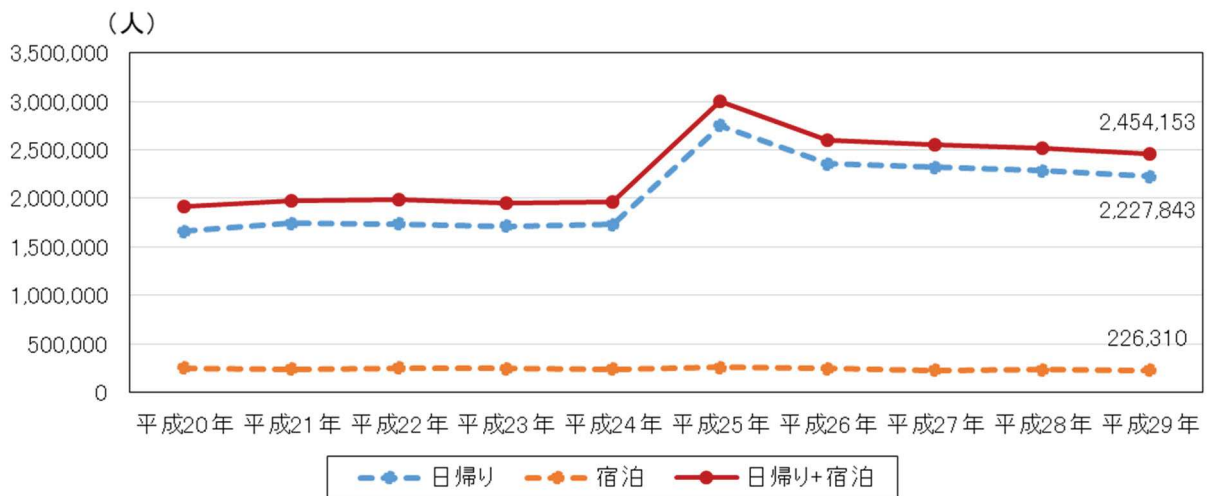


図 1-9 平成 20 年～29 年観光客入込み人員調査票（単位：万人）

資料：菰野町内観光地別観光客入込み人員調査票

1-3-4 都市計画・土地利用規制

本町は、四日市都市計画区域に属しており、面積 25,232ha のうち 3,687ha が本町の都市計画区域になります。これは、町域の約 34%にあたります。また、市街化区域、市街化調整区域の区域区分の線引きにより 367.9ha が市街化区域に区分されています。

用途地域は、住居系用途地域の指定が全体の約 80%を占めています。工業系用途地域は工業専用地域が千草工業団地に指定されており、全域 40.9ha が特別工業地区に指定されています。商業系用途地域では、近隣商業地域が指定されており、そのうち宿野地区 (10.8ha) に地区計画を定めています。

また、本町では、土地利用に関連する規制区域として都市計画法に基づく都市計画区域の他に、農振法、森林法、自然公園法に基づく区域が指定されています。

表 1-2 都市計画区域

(単位:ha)

行政区域面積	10,728	都市計画区域	3,687	市街化区域	367.9	用途地域		建ぺい率 (%)	容積率 (%)
						第一種低層住居専用地域	26.0	60	100
						第二種低層住居専用地域	4.3	60	100
						第一種中高層住居専用地域	68.1	60	200
						第一種住居地域	137.0	60	200
						第二種住居地域	33.2	60	200
						準住居地域	21.7	60	200
						近隣商業地域(地区計画区域)	36.7(10.8)	80(60)	200
						工業専用地域(特別工業地区)	40.9(40.9)	60	200
				市街化調整区域	3,319.1				
		都市計画区域外	7,041						

資料：平成 28 年都市計画基礎調査

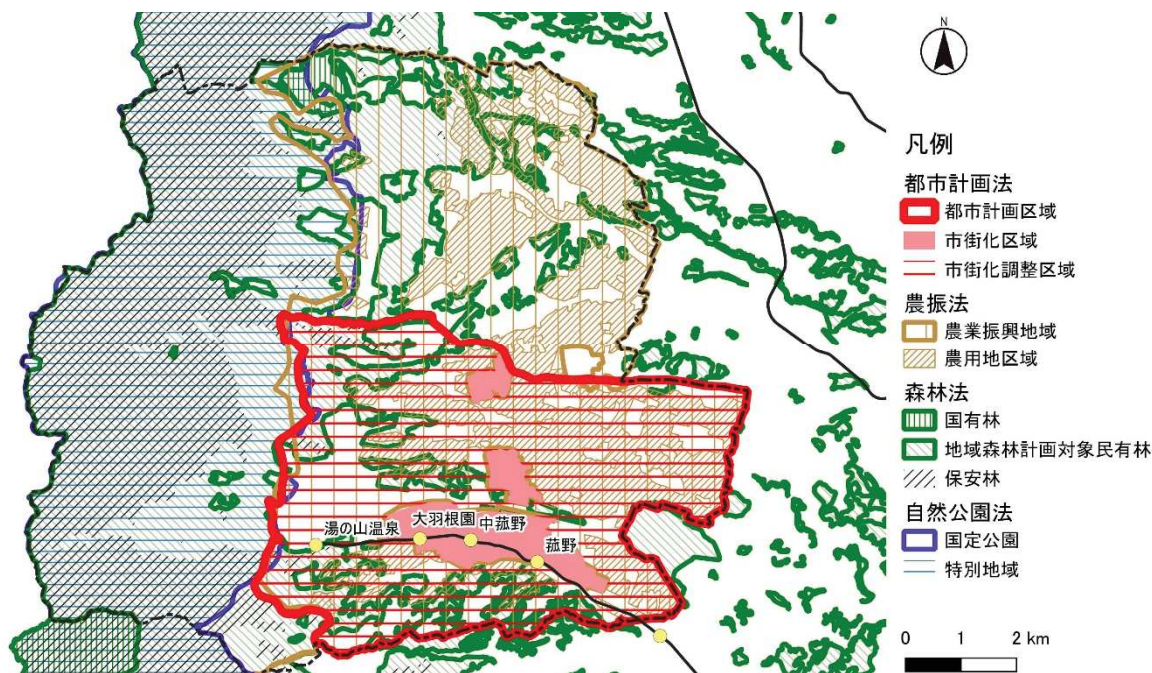


図 1-10 個別土地利用規制法の指定状況

資料：国土数値情報ダウンロードサービス (国土交通省)

1-3-5 土地・建物利用

本町の面積の8割近くが山林、原野、農地で占められています。平成21年以降、都市計画区域内では新名神高速道路の建設に伴い、大規模な土地利用の転換が進展し、主に農地・原野が転用されました。

新築は市街化区域に集中しているものの、宅地開発を含めて、市街化区域外の各所でも実施されています。町民ニーズとしては、計画的な土地利用誘導・規制を求める町民が多くなっています。

また、近年の動向として、太陽光発電施設や空家が増加傾向にあります。

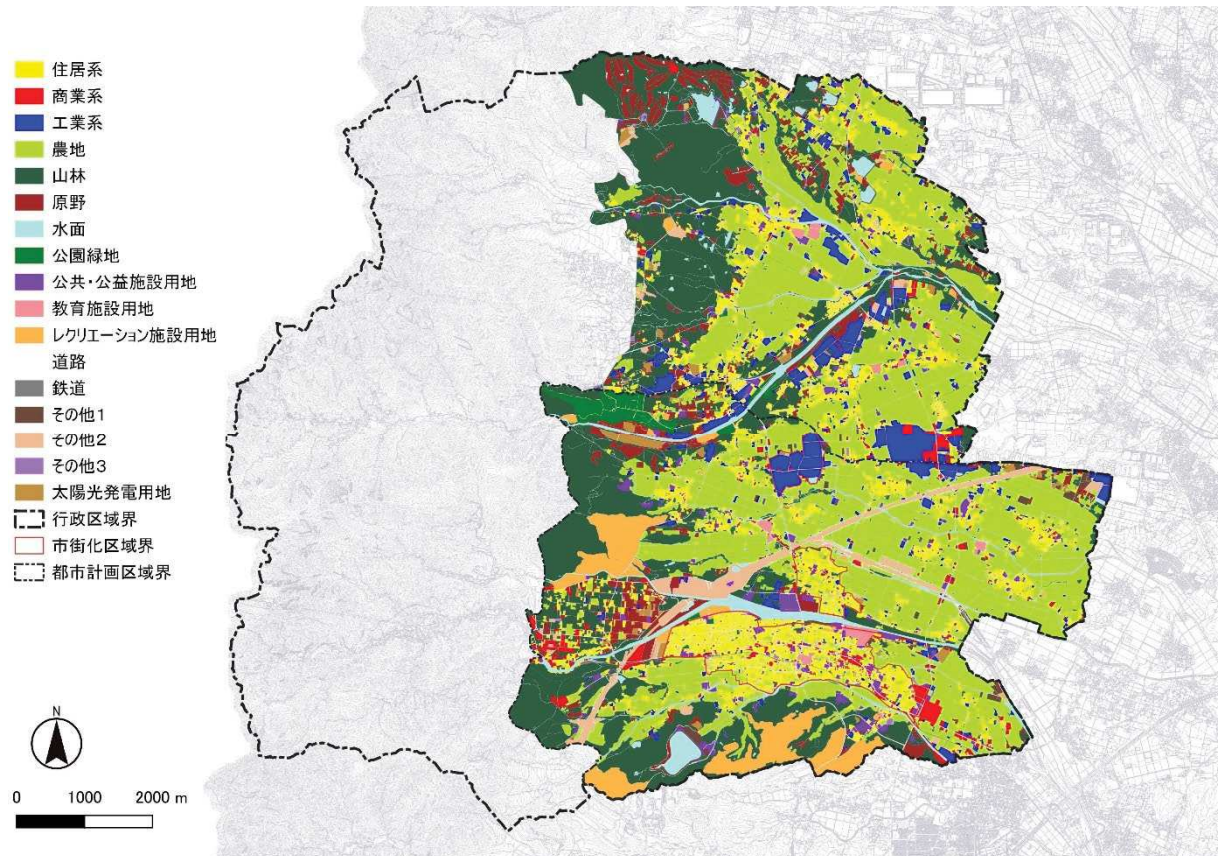


図 1-11 土地利用現況図

■凡例の「その他」に含まれる用途

その他 1：農林漁業施設用地（農林漁業用倉庫、集出荷場、カントリーエレベーター、畜舎、温室等）、急傾斜地等建築不可能な空地 ※建物が付属建物の場合は、主の土地利用に含める

その他 2：現況宅地で未利用地、改変中の土地

その他 3：平面駐車場（付属のものを除く。）、建物跡地等

資料：平成30年度都市計画基礎調査

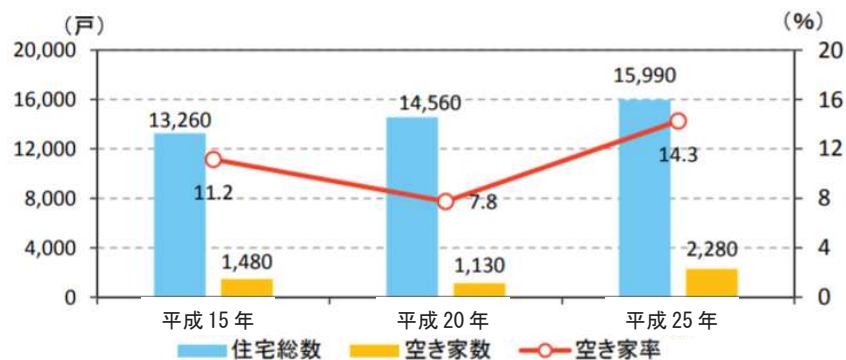


図 1-12 住宅総数及び空き家数の推移

資料：菟野町空家等対策計画

1-3-6 都市施設等（道路・交通、公共施設等）

広域幹線道路は、南北軸を形成する国道 306 号及び県道四日市菰野大安線（ミルクロード）、東西軸を形成する国道 477 号があり、災害時の緊急輸送道路にも指定されています。都市計画道路の改良率は 83.3%であり、三重県の改良率 75.1%に比べて高い水準にあります。

既存道路については、歩道整備による安全確保等、道路環境の改善が課題として残されています。

路線バスは 4 路線が運行され、コミュニティバスの「かもしか号」が 9 系統（うち、2 系統が休止中）、平成 30 年からは「菰野町のりあいタクシー」も運行しており、公共交通網の改善の取り組みが進んでいます。しかし、町民ニーズとしては、「バスなどの公共交通の便」の満足度が他の分野の施策と比べて低い状況にあります。

公共施設については、役場本庁舎や四日市西警察署、菰野町消防本部のほか、スポーツ・文化施設が、菰野・鶴川原・千種地域の都市計画区域内に立地しています。公共施設のうち建築後 30 年以上を経過している施設は全体の 45.8%、建築後 30 年以上を経過している施設のうち 75.1%が学校教育系施設となっています。（菰野町公共施設等総合管理計画）

汚水処理人口普及率は 90.1%、上水道普及率は 99.9%（平成 30 年）に達しています。

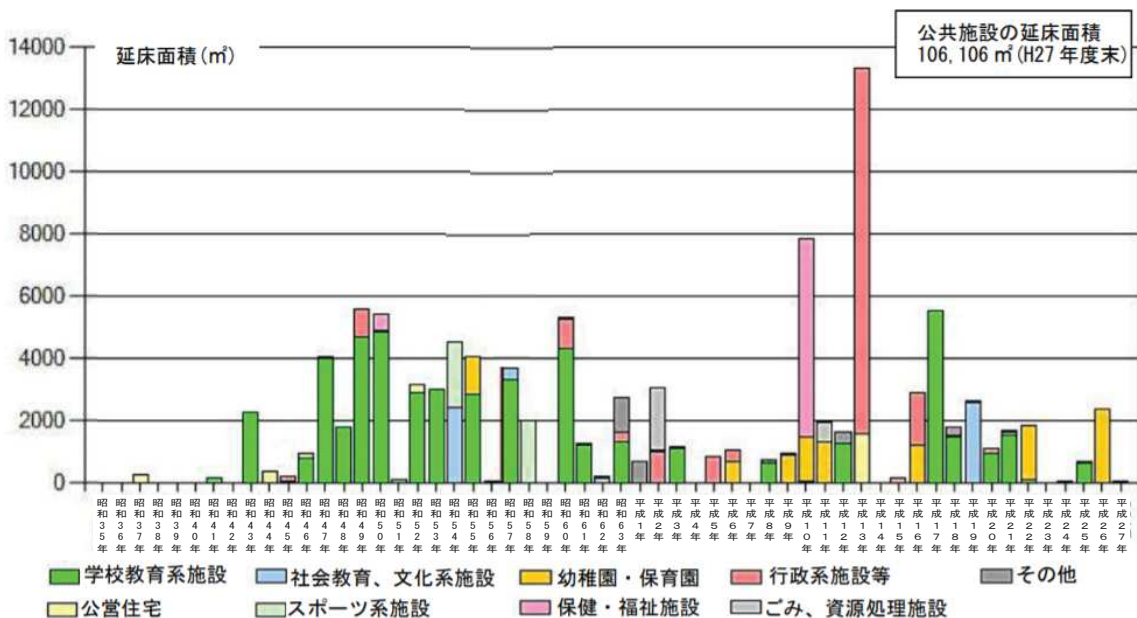


図 1-13 公共施設の延床面積と建築年

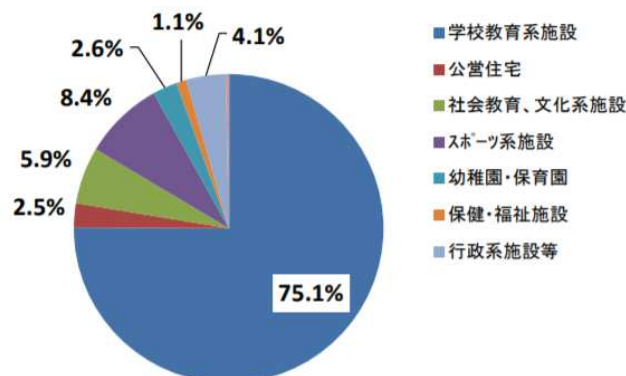


図 1-14 建築後 30 年以上の施設の分類別の割合

資料：菰野町公共施設等総合管理計画

1-3-7 防災

本町においては、南海トラフ地震や活断層（鈴鹿東縁断層帯）による地震リスクや、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域・特別警戒区域、浸水想定区域等水害リスクが想定されます。

町民アンケートにおける防災について必要な事柄として、「緊急車両が通れる程度の狭隘道路の整備・拡張」や「避難場所の充実」が高く、町民からは緊急時に安全に避難できる環境が求められています。

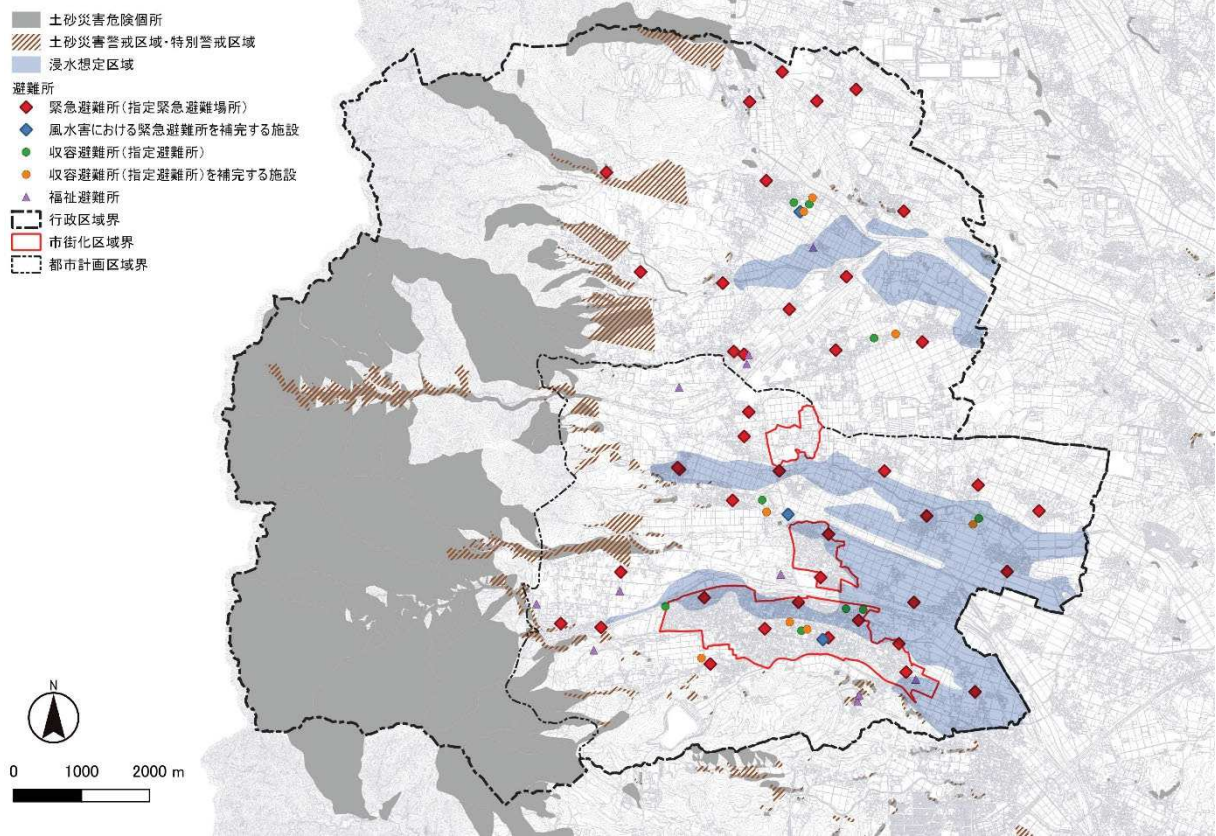


図 1-15 災害リスクエリア・避難所位置図

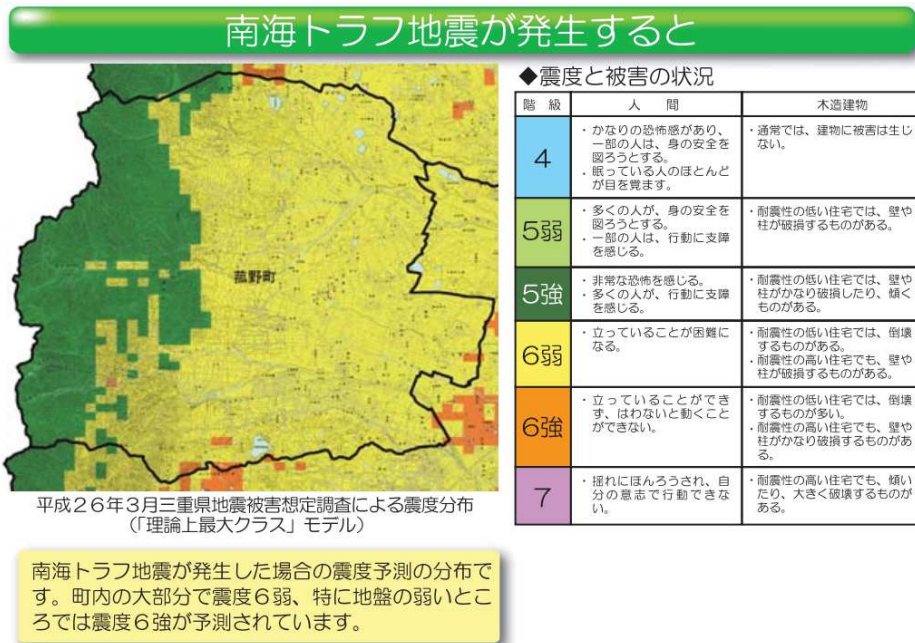


図 1-16 南海トラフ地震による震度予測

資料：菟野町防災マップ

1-3-8 環境

山地、丘陵地、平地といった町の地形の特性に応じた土地利用がなされており、気候も温暖で生活しやすい環境です。特に鈴鹿国定公園や丘陵地に広がる樹林地や、町東部に広がる農地が織りなす自然環境の豊かさは町民の生活に潤いを与えており、町民アンケートでも地域の満足度は「空気や川の水のきれいさ」84.3%、「山、林や田畑などの自然環境」79.8%であり、自然環境について満足していると答えた町民が多くなっています。

農地は農用地区域等に指定された優良農地を中心に維持・保全が図られていますが、全体としては都市計画区域内を中心に他用途への転用が進行しています。

都市公園については、人口一人当たりの公園面積は5.3㎡/人で、県平均の10.6㎡/人と比べて低い水準にあります。

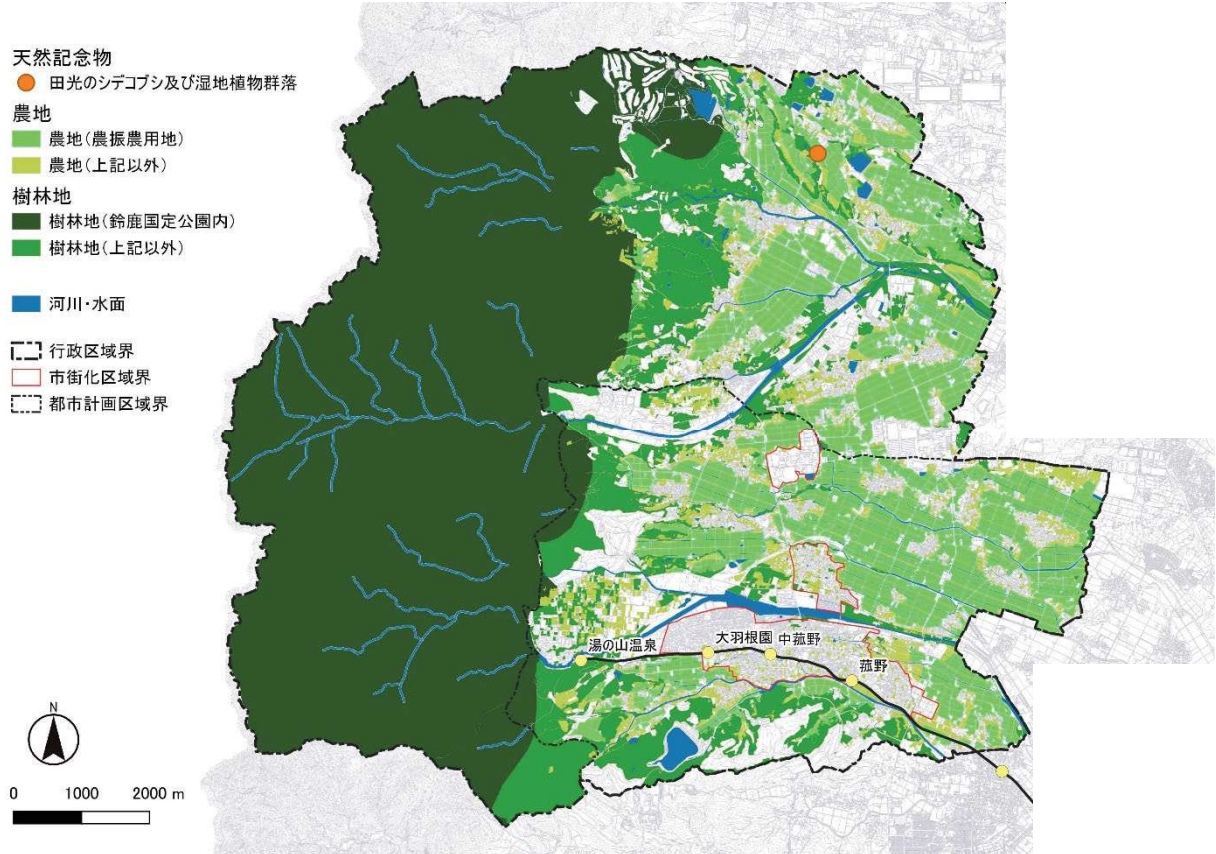


図 1-17 自然環境資源図

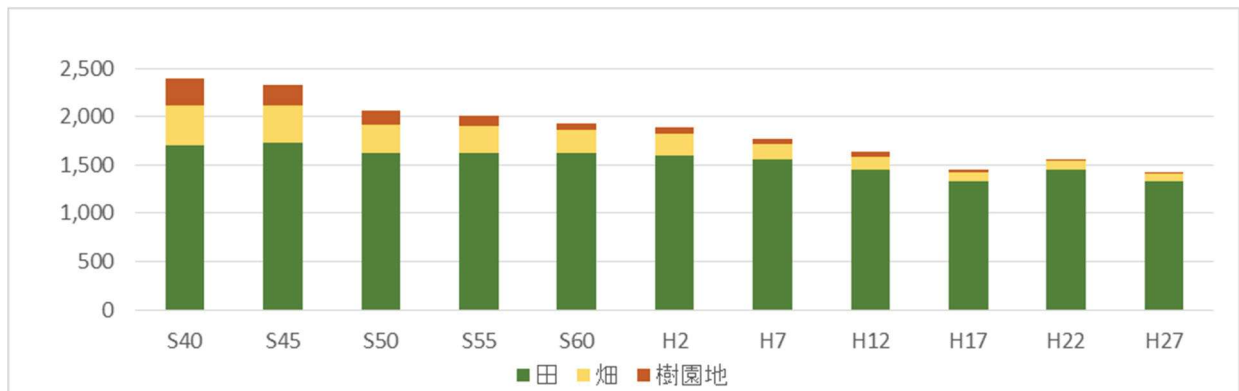


図 1-18 種類別耕地面積の推移 (単位: ha)

資料: 農林業センサス

1-4 今後 20 年間で予測される変化

今後 20 年間で本町のまちづくりにおいて、以下のような変化が起これと予測されます。

1-4-1 人口減少時代への突入

本町の人口は、これまで増加傾向が続いていましたが、菰野町人口ビジョンの推計によると、令和 2 年頃をピークに減少に転じると予測されています。

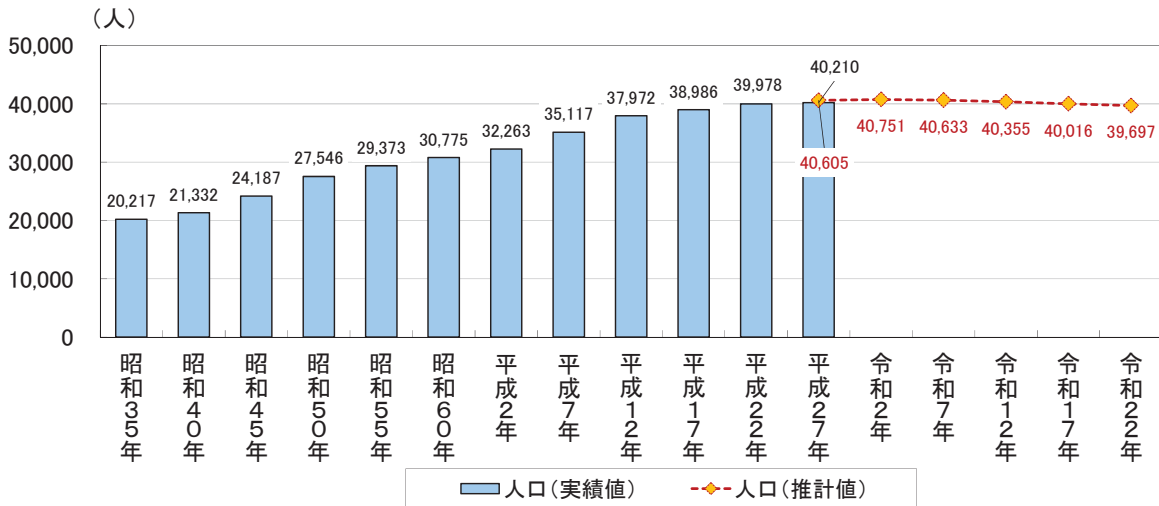


図 1-19 人口の推移

資料：(実績値) 国勢調査、(推計値) 菰野町人口ビジョン

1-4-2 菰野 IC 周辺の市街化が進展 (産業系・住居系)

新名神高速道路菰野 IC 周辺地区において、平成 29 年 7 月に土地区画整理組合設立準備会が発足し、市街地整備の検討が進められており、新たな産業集積や定住促進等の効果が期待されています。

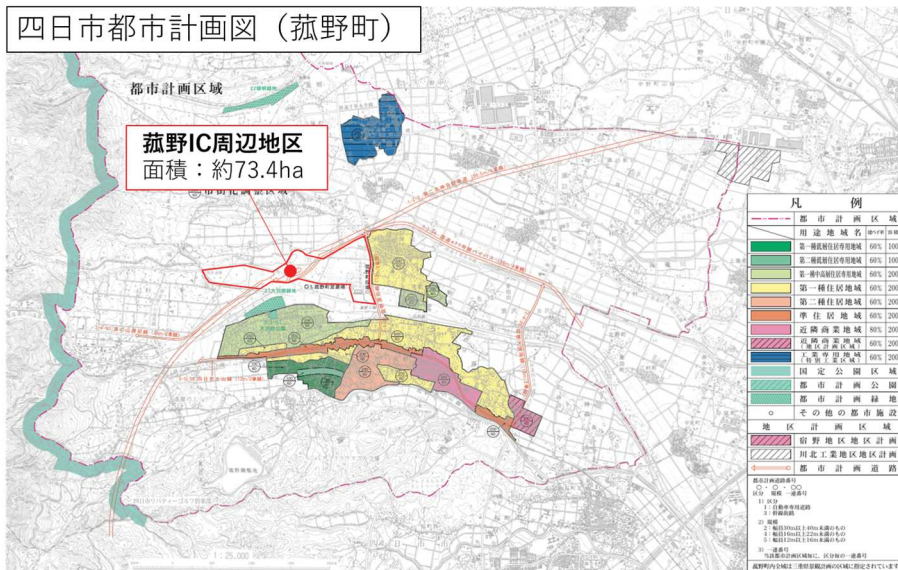


図 1-20 菰野 IC 周辺地区位置図

資料：菰野町資料

1-5 まちづくりの課題

本町を取り巻く社会状況の変化や本町の現状、今後 20 年間で予測される変化を踏まえ、まちづくりの課題を整理しました。

1-5-1 菰野 IC 開設による波及効果を地域の活力や環境の充実に活かす

- ・ 新名神高速道路菰野 IC 周辺における計画的な土地利用・都市機能の誘導による新たな拠点の形成と、町内の各拠点等の機能分担・連携体制の構築を図る必要があります。
- ・ 菰野 IC 開設に伴う開発にあたっては、周辺の市街地や集落・自然環境と調和した計画的な土地利用を図る必要があります。
- ・ 菰野 IC 開設に伴う交通の変化に対応するため、効果的な交通環境の整備を図るとともに、公共交通機関が利用しやすい環境の整備等により、鉄道、バス等を中心とした総合的な交通ネットワークを構築する必要があります。
- ・ 新名神高速道路によるアクセス環境の良さを生かし、広域に向けた観光施策の取り組みや産業誘致、ヒト・モノ・資本・情報の交流促進等に向けた環境整備を進める必要があります。

1-5-2 人口減少時代を見据えた持続可能なまちづくり

- ・ 今後予測される人口動向の変化を背景とした、都市の密度や人口構造の変化を踏まえた適正な市街地の規模や配置のあり方の検討とそれに基づく計画的な誘導を図る必要があります。
- ・ 市街地の拡散を防止し、都市をコンパクト化することによって都市交通施設の効率的な活用や、施設間の連携を図る等、環境負荷の小さな都市構造へ転換する必要があります。
- ・ 5つの個別土地利用規制法に基づく土地利用誘導を基本としながらも、計画的な宅地化、産業用地の誘導、農地保全等、地区特性に応じたきめ細やかで計画的な土地利用の実現を図る必要があります。
- ・ 中心となる市街地と点在する集落を有機的に連携する道路等のネットワークの形成を図るとともに、子どもから高齢者までが安全・快適に生活できるための生活道路、公園を整備し、河川整備、下水道整備を推進する必要があります。
- ・ 選択と集中による公共投資の効率化、既存ストックの有効活用や適正管理、新たな公共の概念に基づく多元的な主体による公共サービスの提供を目指す必要があります。
- ・ 町民ニーズの多様化や広域化に対応できるよう、区活動を中心とした地域づくりを発展させる必要があります。
- ・ 定住意向は高い傾向にあり、今後も変わらずに町民に愛されるまちであり続けるための取り組みを推進する必要があります。

1-5-3 豊かな自然、田園環境の保全・活用

- ・ 鈴鹿国立公園の自然環境や景観の保全を図る必要があります。
- ・ 本町らしさを醸し出す優良な農地の環境整備と景観保全を図り、やすらぎとうるおいを育む緑豊かな田園環境を維持・保全する必要があります。
- ・ 町全体を一体の都市として都市的土地利用の集約化を図り、無秩序な農地転用や宅地開発を抑制することで、自然環境や田園環境の保護を図る必要があります。
- ・ 河川やため池等うるおいが提供される水辺空間や、農地周辺の丘陵部に広がる里山の景観等の保全・整備を図る必要があります。
- ・ 本町の特性を考慮した「低炭素型のまちづくり」、「エネルギーの効率的な利用を考慮したまちづくり」等に取り組む必要があります。

1-5-4 地域に活力を与える産業振興のための基盤づくり

- ・ 地域の活性化や雇用確保のため、菰野 IC 周辺や町内に整備される工業団地等への産業集積を進める必要があります。
- ・ 着地型観光や広域的な誘客を視野に入れた観光振興に取り組むため、観光資源の保全・活用や施設等の整備、交通環境の改善を図る必要があります。
- ・ 人口集積地等における計画的な商業振興を図る必要があります。
- ・ 農業振興のための農地保全と他分野と連携した取り組みを促進する必要があります。

1-5-5 安全安心なまちづくりの推進

- ・ 激甚化する自然災害に備え、減災や安全な避難等を視野に、ハードとソフトを含めた防災まちづくりの推進を図る必要があります。
- ・ 多くの来訪者等が訪れる本町の特性を考慮した防災対策を進める必要があります。